

令和7年4月23日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
規則	25	海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則
告示	87	海老名市指定下水道工事店の指定について（指定番号614）
告示	88	住民基本台帳の記載の消除について



海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年 4月23日

海老名市長



海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和４年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第３号様式、第１４号様式及び第２２号様式中「□健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に行われているこの規則による改正前の海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による請求は、この規則による改正後に規定する相当様式による請求とみなす。
- 3 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、必要な調整をして使用することができる。

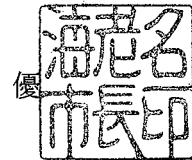


海老名市告示第 87 号

海老名市指定下水道工事店を下記のとおり指定したので告示する。

令和 7 年 4 月 23 日

海老名市長 内 野



記

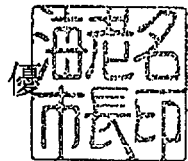
指定番号	工事店名	代 表 者	所 在 地
614	株式会社 マスターク 相模原支店	萬田 信太郎	相模原市緑区原宿一丁目7番22号

海老名市告示第 88 号

下記の者の住民基本台帳の記載を消除したので、住民基本台帳法
施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定に基づき公
示する。

令和 7 年 4 月 23 日

海老名市長 内 野



記

- 1 別紙一覧表のとおり 12 名
- 2 消除年月日 令和 7 年 4 月 23 日

※ 詳細は、掲示場で確認してください。

